

令和2年度 集団指導

有料老人ホーム 説明資料

令和2年 11月

前橋市 福祉部 指導監査課

関係法令等

【法】老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）

【規則】老人福祉法施行規則（昭和 38 年 7 月 11 日厚生省令第 28 号）

【指導指針】前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 24 年 3 月 29 日伺定め）

令和 2 年 10 月 13 日に一部改正が行われていますので、改正後の指導指針をご確認ください。

【有料老人ホーム経営の基本姿勢】

入居者の福祉を重視し、安定的かつ継続的な事業運営の確保が求められます。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、より一層、入所者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められます。 指導指針 2(1)

また、前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力することが期待されます。 指導指針 2(3)

目次

1 立入検査における指摘事例	1
2 重点事項	
(1) 介護保険サービスの適正な利用	1 1
(2) 身体拘束の適正化	1 3
(3) 高齢者虐待防止	1 8
3 前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正	2 2
4 自主点検表の活用	2 3
5 行政処分等の傾向	
(1) 行政処分	2 4
(2) 立入検査における指摘の多い事項	2 4
6 介護労働安定センターの支援事業	2 6
・介護労働安定センター紹介	
・無料コンサルタント相談申込	
・セミナー・講習会情報	

1 立入検査における指摘事例

指導監査課では、有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下単に「有料老人ホーム」という。）の適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的として立入検査を行っています。

平成 30 年度及び令和元年度に実施した有料老人ホームへの立入検査の際に、改善指導事項として指摘した事項を掲載しますので、類似の事例がないかご確認いただくとともに、有料老人ホームの適正な運営のためにご活用ください。

【指摘事例の見方】

状況	立入検査において確認された不適切な状況
事例	立入検査において確認された具体的な事例
指摘	立入検査の結果として指摘した事項 指摘の根拠

○指摘事項の補足等

なお、掲載した事項は、立入検査の際に確認された状況等を一側面から簡潔に記した例となります。実際の運営の際に不明な点がある場合には、老人福祉法や老人福祉法施行規則、前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針などの関係法令等をご確認頂きますようお願いいたします。

また、特定施設入居者生活介護の事業者の指定を受けた有料老人ホームにあつては、該当する関係法令等についても併せてご確認ください。

(1) 立地条件

状況	借地契約の契約期間が30年未満となっている。
指摘	入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合は、借地借家法（平成30年法律第90号）第3条の規定に基づき、当該契約の借地契約の期間は30年以上としてください。指導指針4(3)ア(ウ)

状況	借家契約の契約期間が20年未満となっている。
指摘	入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合は、当該契約の借家契約の期間は20年以上としてください。指導指針4(3)イ(1)

○借地・借家において、有料老人ホーム事業を実施する場合に、入居者の居住の継続を確実なものとするための要件です。

(2) 規模及び構造設備

状況	入居定員を超過している。
事例	定員を超過して、体験入居の入居者を受け入れている。
指摘	入居者数について、届出上の入居定員を超えている日があったことが確認されましたので、入居定員を超過しないようにしてください。法第29条第2項、規則第20条の5第5号

○入居定員及び居室数に変更があった場合は、前橋市長に届出が必要です。

(3) 職員の配置、研修及び衛生管理

状況	常時1人以上の直接処遇職員が配置されていない。
指摘	有料老人ホームには、常時1人以上の直接処遇職員（介護又は看護職員）を配置してください。指導指針7(1)イ、7(1)ウ(ア)

状況	出勤簿が作成されていない。
事例	法人の役員が直接処遇職員として配置されているが、出勤状況が記録されていない。
指摘	常時1人以上の直接処遇職員が配置されていることを明らかにするため、従業者の出勤状況が確認できる記録（出勤簿又はタイムカード）を整備してください。指導指針7(1)イ、7(1)ウ(ア)

状況	勤務表上、職員の兼務関係が明らかにされていない。
事例	有料老人ホーム、併設訪問介護事業所、併設通所介護事業所の勤務が区別なく記載されており、具体的にどこで、どの職種に勤務したか確認することができない。
指摘	サービス又は職種間の兼務をしている従業者については、サービス又は職種ごとの勤務時間を勤務表上明確に区分してください。指導指針 9(3)

○有料老人ホームと併設介護サービス事業所において兼務している場合は、配置時間帯を明確に区分します。勤務表では、具体的に、誰が、①いつ（何時から何時まで）、②どのサービスの、③どの職種に、勤務するか客観的にわかるように整備する必要があります。

○従業者自身が、①いつ、②どのサービスの、③どの職種に勤務するか認識できることが重要です。

○勤務実績についても適正に管理します。

○職員の勤務体制に関する記録(勤務表)については2年間保存します。

状況	管理者が管理業務を行える勤務状況でない。
事例	・管理者が、傷病により出勤していない状況が長期間継続している。(管理者が不在) ・管理者が、夜勤を専従して行っており、管理業務を適切に行うことができない。
指摘	管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う必要があることから、管理業務を適切に行うことができるよう配置してください。指導指針 1(6)、7(1)ア(ア)

○管理者に変更があった場合は、変更日から1月以内に前橋市長に届出が必要です。

状況	介護サービスを提供する場合において、要介護者25人ごとに常時1人以上の直接処遇職員が配置されていない。
指摘	要介護者25人ごとに常時1人以上を目安として、直接処遇職員（介護又は看護職員）を配置してください。指導指針 7(1)ウ(ア)

状況	計画的な研修が実施されていない。
事例	研修は実施されているが、実施記録が整備されていない。
指摘	職員の資質向上のため、事業所内研修を計画的に実施するとともに、実施記録を作成してください。指導指針 7(2)、9(1)イ(1)c、9(4)イ、9(7)ウ

○高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化、感染症対策等について研修を実施します。

○事業所内研修を実施した場合は、実施記録を作成してください。研修に参加した職員名がわかるよう記録します。

状況	雇入れ時に健康診断が実施されていない。
指摘	常時使用する職員については、雇入れ時に健康診断を実施するとともに、当該健康診断に係る費用は事業者が負担してください。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、指導指針7(3)ア

状況	定期的な健康診断が実施されていない。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する非常勤職員について、健康診断が実施されていない。 ・健康診断を実施した記録が確認できない。
指摘	常時使用する職員については、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施してください。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条、指導指針7(3)ア

(4) 有料老人ホーム事業の運営

状況	管理規程に不備がある。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・管理規程（家賃、食費、共益管理費の内容、協力医療機関等）が実態と相違している。 ・入居者から徴収している費用（設備利用費、リネンのレンタル代、通院時の付き添い料金等）について管理規程に定められていない。
指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・管理規程における（家賃、食費、共益管理費の内容、協力医療機関等）について、実態と相違していましたので、改善してください。指導指針8(1) ・（設備利用費、リネンのレンタル代、通院時の付き添い料金等）に係る費用について、入居者から徴収している事例が確認されましたので、管理規程に明記してください。指導指針8(1)

○管理規程において、入居者に対する説明事項を適切に提示する必要があります。実態との相違がないか随時確認してください。

状況	名簿を整備していない。
事例	名簿に身元引受人の記載欄がない。
指摘	緊急時において、迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名、連絡先を記した名簿を整備してください。指導指針8(2)

状況	サービス提供記録に不備がある。
指摘	<p>入居者に提供した以下のサービスの内容について、具体的に記録してください。</p> <p>(1) 入浴、排せつ又は食事の介護 (2) 食事の提供 (3) 洗濯、掃除等の家事の供与 (4) 健康管理の供与 (5) 安否確認又は状況把握サービス (6) 生活相談サービス</p> <p>法第 29 条第 4 項、規則第 20 条の 6 第 1 項、指導指針 8(3)ウ</p>

状況	入居者の様子が確認できる記録がない。
事例	入居者の心身の状況に特段の変化がないという理由で、入居者の様子を記録していない。
指摘	<p>入居者の介護に係る記録については、入居者の心身の状況及び言動等がわかるよう、具体的に記録してください。法第 29 条第 4 項、規則第 20 条の 6 第 1 項、指導指針 8(3)ウ</p>

状況	医療行為の実施者が記録されていない。
指摘	<p>医療行為を行った場合は、実施者名を記録し、有資格者（看護職員等）が行ったことを明らかにしてください。法第 29 条第 4 項、規則第 20 条の 6 第 1 項、指導指針 8(3)ウ</p>

○経管栄養の栄養剤の注入及び喀痰吸引については、医療行為に当たることから、有資格者（看護職員等）でないと行えません。

状況	協力歯科医療機関が定められていない。
指摘	<p>協力歯科医療機関を定めるよう努めてください。指導指針 8(6)イ</p>

○協力（歯科）医療機関に変更があった場合は、変更日から 1 月以内に前橋市長への届出が必要です。

状況	併設介護サービス事業所の利用を強制している。
事例	<p>入居契約前に、併設通所介護事業所を利用することを前提として、有料老人ホームの家賃及び管理費等の値引きが行われている。</p>
指摘	<p>入居者の介護保険サービスの利用に当たっては、以下の点に十分留意してください。</p> <p>(1) 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。 (2) 有料老人ホームの設置者及び設置者と関係のある事業者等、特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。 (3) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。</p> <p>指導指針 8(7)</p>

○介護保険サービスの適正な利用について、詳しくは p 11 からをご確認ください。

状況	運営懇談会の開催に不足がある。
指摘	<p>運営懇談会については、以下のとおり改善してください。</p> <p>(1) 管理規程において定めた回数どおり開催すること。</p> <p>(2) 有料老人ホームの運営について外部からの点検が働くよう、施設関係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等を加えるよう努めること。</p> <p>(3) 運営懇談会を開催した場合は、議事録を作成すること。</p> <p>指導指針 8(8)</p>

(5) サービス等

[衛生管理等]

【有料老人ホームの好事例】

嘔吐物処理セット（嘔吐物処理の物品及び消毒液を1つにまとめたもの）の保管場所に目印として共通のシールを貼付し、誰が見ても所在がわかるようにしている。

【参考】厚生労働省ホームページ

高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019.3）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策など

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

[レクリエーション・外出の機会]

状況	レクリエーションの実施が規定されている場合において、レクリエーションを実施していない。
指摘	入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施してください。指導指針 9(1)カ

状況	入居者に外出の機会が与えられていない。
指摘	入居者の外出の機会の確保に努めてください。指導指針 9(1)カ



【有料老人ホームの好事例】

「施設に入居しても、できるだけ家庭に近い生活をしてもらおう。」「施設での生活を入居者に楽しんでもらおう。」という強い意識を職員が持っており、様々な試みがなされている。

- ・ 天気のよい日には、外で日光浴をしながら、職員が制作した移動式テーブルを使用して、お茶を楽しむ。
- ・ 季節の行事の実施、外出イベント（外食や買い物ツアー）の実施の他、施設内において、お手製の屋台を使い、ラーメン屋や寿司屋、甘味処の雰囲気再現する等、外出が難しい入居者を楽しませる工夫が凝らされている。
- ・ 入居者が、職員の支援のもとに野菜や花を栽培することができ、収穫した野菜を施設の食事として調理して提供したり、花を施設内に飾ったりしている。

[金銭管理]

状況	金銭等の管理を行う場合において、金銭管理の方法等が規定されていない。
事例	入居者の金銭等の管理を行う場合に、依頼又は承諾を書面で確認しているが、管理規程等に定められていない。
指摘	入居者の金銭等の管理を行う場合は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、入居者本人又は身元引受人等への定期的報告等について、管理規程等で定めた上で実施してください。指導指針 9(1)㉑(イ)

○入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことが原則です。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないとしています。指導指針 9(1)㉑(ア)

[身体的拘束等の適正化]

状況	身体的拘束等に係る家族への説明、解除に向けた検討、経過観察等を行っていない。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の四点柵の使用について、身体的拘束等の実施に係る手続が行われていない。 ・ 解除予定日の定めがない状態で、身体的拘束等が実施されている。
指摘	<p>緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、以下の点に留意してください。</p> <p>(1) 拘束が必要な理由、拘束の方法、拘束の時間帯及び拘束期間について、入居者又はその家族に対し説明すること。なお、拘束期間については、3か月以内の期間を設定するとともに、拘束期間ごとに入居者又はその家族に対し説明すること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の解除に向けた検討について、1月に1回以上行うこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等を実施した際の入居者の心身の状態等について経過観察を行うこと。</p> <p>法第 29 条第 4 項、規則第 20 条の 6 第 1 項、指導指針 9(6)</p>

○当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。指導指針 9(5)

身体的拘束等について、詳しくは p 13 からご確認ください。

[高齢者虐待の防止]

状況	高齢者虐待防止に係る職員研修が実施されていない。
指摘	高齢者虐待防止に係る研修を実施してください。指導指針 9(4)イ

○高齢者虐待防止について、詳しくは p 18 からご確認ください。

(6) 防災対策等

状況	非常災害訓練の実施に不備がある。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害訓練の実施回数が不足している。 ・非常災害訓練の実施記録が作成されていない。
指摘	非常災害訓練については、昼間訓練に夜間又は夜間を想定した訓練を加えて年 2 回以上実施し、実施記録を作成してください。消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 2 項及び別表第一(六)項、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条第 10 項、指導指針 8(5)

状況	既に退職した者が防火管理者となっている。
指摘	防火管理者を新たに選任し、消防署へ届け出てください。消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条の 2 第 1 項、指導指針 8(5)

状況	消防用設備の点検回数が不足している。
指摘	消防用設備は、消防法に基づき年 2 回以上点検するとともに、その結果について、1 年に 1 回、所轄消防署へ報告してください。消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 6、指導指針 8(5)

○消防用設備の点検時に、不良箇所が発見された場合は、速やかに修理又は交換等を行ってください。

【災害時に備えたライフライン等の点検】

災害時に、ライフライン等が寸断された場合であってもサービス提供が維持できるように必要な対策を講じましょう。具体的には、電気・水道・ガス・通信が止まった際の備え、物資の備蓄状況について定期的な点検を行うことや緊急時の職員間の連絡体制の構築、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保などがあげられます。

【有料老人ホームの好事例】

近隣住民との交流を心掛け、良好な関係を構築している。災害時の協力体制についても日頃から話し合われている。

(7) 利用料・契約等

状況	値引きについて決定経過や理由が確認できない。
指摘	有料老人ホームの家賃や管理費の値引きに当たっては、入居者間の公平性を鑑み、当該入居者及び家族の経済状況等の値引きを必要とする理由及び値引き金額の決定経過及び理由を明確にしてください。指導指針 2(2)、11(1)

状況	入居契約書と実態が相違している。
事例	入居契約書における（家賃、管理費の額、居室番号等）について、実態と相違している。
指摘	入居者との入居契約書における（家賃、管理費の額、居室番号等）について、実態と相違している事例が確認されましたので、改善してください。指導指針 12(2)ア、12(2)イ

○契約内容に変更があった場合には変更契約書を交わします。

状況	入居契約が書面により締結されていない。
指摘	有料老人ホームに入居する旨の契約を締結していない入居者が確認されましたので、当該契約を速やかに締結してください。指導指針 12(1)、12(2)

○家族が代筆する場合は代筆者名を明らかにします。有料老人ホームの従業者が代筆することは適切ではありません。

○利用者本人の心身の状況から署名が得られず、家族等もいないため代筆も不可能な場合は、その旨を記録してください。

状況	重要事項説明書に不備がある。
事例	・記載に不足がある ・実態と相違している
指摘	・重要事項説明書における（サービスの内容、利用料金、協力（歯科）医療機関等）について、実態と相違していましたので、改善してください。指導指針 12(4)ア

○入居者から徴収する費用については、重要事項説明書に明記してください。

○食事を取らない人の食費の返還について、重要事項説明書等で根拠を明確にしてください。

○入居者に対して契約に基づきサービス提供を行う場合は、その内容について適切に説明する必要があります。

状況	パンフレット等の記載が誇大広告となっている。
事例	パンフレットに「24 時間看護師対応可」と記載されているが、看護師の配置は一部の時間帯のみであり 24 時間対応は行えていない。
指摘	入居募集に当たっては、パンフレット等を実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホームに関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）」を遵守してください。指導指針 12(6)イ

【契約の際の留意事項】

有料老人ホーム事業は、入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供されることが重要です。また、高齢の消費者との取引であることから、検討の時間を十分に確保できるようにしましょう。



(8) 苦情・事故

状況	苦情について情報共有していない。
事例	苦情に個別に対応し、事業所内での共有が行われていない。
指摘	苦情を受け付けた場合は、事業所内で情報共有し、今後のサービスの向上のために有効に活用してください。指導指針 12(7)

状況	重大な事故について市に報告されていない。
指摘	有料老人ホームにおいて、重大な事故が発生した場合は、直ちに前橋市長に報告してください。指導指針 12(9)ア

状況	ヒヤリ・ハットの報告数が少ない。
指摘	ヒヤリ・ハット事例については、小さなものでも挙げるようにし、記録を残すとともに、事業所内で情報共有し、事故防止対策として活用してください。指導指針 12(8)イ

2 重点事項

(1) 介護保険サービスの適正な利用

※本項目は、特定施設入居者生活介護の事業者の指定を受けていない有料老人ホームを対象としています。

有料老人ホームは、介護保険サービスを内包している介護保険施設とは異なり、必要な場合に、入居者本人の選択によって外部の介護保険サービスを利用できる点に特徴があります。

しかし、一部において、併設介護サービス事業所による囲い込みや有料老人ホームが提供するサービスと介護保険サービスの区分けが不透明、併設介護サービス事業所による過剰サービスの懸念などの課題が顕在化しつつあります。

有料老人ホームの特徴や併設介護サービス事業所の利点を生かしつつ、入居者が必要な場合に適切に介護保険サービスを利用できるよう、以下の点について改めて確認してください。

ポイント1：情報提供

- 有料老人ホームが提供するサービスと介護保険サービスを区分して、入居者が理解できるように説明している。
- 近隣に設置されている介護保険サービス事業所について、入居者に情報提供している。

ポイント2：自由な選択

- 特定の介護保険サービス事業所からのサービス提供を受けることを限定又は誘導していない。
- 入居者が希望する介護保険サービスの利用を妨げていない。

ポイント3：適切な利用

- 入居者の心身の状況や希望によらず、法人の方針として一律に居宅介護支援事業所又は介護支援専門員に対し、併設介護サービス事業所を居宅サービス計画へ位置づけることや利用回数について指示をすることはしない。(同一法人やグループ会社が居宅介護支援事業所を経営している場合も同様です。)

【参考】高齢者住まい事業者団体連合会が作成した外付けサービスに関する資料を紹介します。

全国有料老人ホーム協会ホームページ

2015.09.24 「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」

https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=14&sc=&id=465

2017.12.06 「高齢者向け住まい事業者の外付けサービスの適正な活用チェックリスト」

https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=3&sc=&id=809

ポイント4：居宅介護支援事業所との連携

本市では、居宅介護支援事業者に対し、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って、公正中立な立場でケアマネジメントが行われるよう、以下の点を指導しています。

介護支援専門員が、有料老人ホームの入居者をケアマネジメントする際には、有料老人ホームとの連携が必要な場面が多くありますので、積極的に情報共有に努めてください。入居者が適切に介護保険サービスを利用できるようになるだけでなく、得られた情報を有料老人ホームで提供するサービスの実施の際に役立てることが出来ます。

居宅介護支援事業者への指導	居宅サービス計画の作成に当たっては、有料老人ホームからの観点を重視するのではなく、アセスメントにより把握された解決すべき課題（ニーズ）に対応した最も適切なサービスの組合せについて検討してください。
有料老人ホームの対応	入居者の心身の状況等によらず、併設介護サービスについて、一律に居宅サービス計画への位置づけを居宅介護支援事業所又は介護支援専門員に要請することはできません。

居宅介護支援事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画は、利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることから、有料老人ホームに居住する利用者について、有料老人ホームが解決すべき課題及び援助内容についても記載してください。 ・有料老人ホームから提供されるサービスや内容は、施設や利用者ごとに異なるため、有料老人ホームから提供されるサービスの内容を把握することが重要です。
有料老人ホームの対応	該当入居者に対して、有料老人ホームで提供するサービスの内容、回数、費用等について、具体的に介護支援専門員へ伝えてください。

居宅介護支援事業者への指導	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、支給限度額の枠があることのみをもって、必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長することのないよう留意してください。
有料老人ホームの対応	入居者の心身の状況等によらず、一律に併設介護サービス事業所の利用回数や利用時間を居宅介護支援事業所又は介護支援専門員に指示することはできません。

居宅介護支援事業者への指導	有料老人ホームに居住する利用者については、有料老人ホームの担当者もサービス担当者会議に召集してください。
有料老人ホームの対応	サービス担当者会議に参加し、有料老人ホームが提供するサービスの実施を踏まえて把握した入居者の状況等を情報提供してください。

(2) 身体拘束の適正化

群馬県が実施した調査によると、一定の割合で3つの要件を満たさない「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束が有料老人ホームで行われており、身体拘束に係る研修の実施やマニュアルの整備についても、不十分な状況であることがわかります。

【群馬県「令和元年度身体的拘束等廃止に係る実態調査結果概要」一部抜粋】

(1) 主たる身体的拘束等と3要件の関係

	特定施設	有料老人ホーム	サ高住
該当	100.0%	78.9%	80.3%
非該当	0.0%	21.1%	19.7%

(2) 身体的拘束等に係る研修の実施状況

	特定施設	有料老人ホーム	サ高住
実施	85.3%	49.8%	71.7%
未実施	14.7%	50.2%	28.3%

(3) 身体的拘束等に係るマニュアルの整備状況

	特定施設	有料老人ホーム	サ高住
定めている	72.6%	35.8%	44.2%
定めていない	27.4%	64.2%	55.8%

(注) 有料老人ホーム・サ高住は特定施設を除く 調査期間：2019.12.1～7

本市で実施した立入検査においても、身体拘束の妥当性が不明、適正化を図るための措置が講じられていないなど不適切な事例が確認されています。身体拘束は、本人の心身機能への悪影響があるばかりでなく、ケアを行う側の士気の低下をもたらすとされています。身体拘束について正しく理解し、適正化が推進されるよう、以下の点について改めて確認してください。

※本項目の作成にあたっては、「身体拘束ゼロへの手引き」（2001.3 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）を参考にしました。

ポイント1：身体拘束とはどのような行為か

身体拘束ゼロへの手引き P7

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為として、具体的には、次のような行為があげられます。

- ① 徘徊しないように、車いすや、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ポイント2：「緊急やむを得ない場合」とは

身体拘束ゼロへの手引き P22～23

「当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束等が認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。安易に「緊急やむを得ない場合」として身体的拘束等を行うことは認められず、3つの要件を満たさない「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当します。

【1】3つの要件を全て満たす

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
	<input type="checkbox"/> 身体拘束を行うことにより本人に与える悪影響が勘案されているか。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
	<input type="checkbox"/> 身体拘束を行わずに介護する全ての方法を検討しているか。 <input type="checkbox"/> 拘束の方法は最も制限の少ない方法となっているか。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
	<input type="checkbox"/> 必要とされる最も短い拘束時間が想定されているか。

【2】慎重な手続きの取り扱い

施設で判断	「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人ではなく施設全体で判断すること
	<input type="checkbox"/> 施設全体として判断できるように、あらかじめルールや手続きを定めているか。

十分な説明	身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者本人や家族に詳細に説明し、十分な理解を得ること
	<input type="checkbox"/> 事前に理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、個別に説明を行っているか。
解除の検討	「緊急やむを得ない場合」に該当しているかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること
	<input type="checkbox"/> 実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察する等の対応をとっているか。

【3】身体的拘束等に関する記録

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
<input type="checkbox"/> 利用者本人や家族の同意が得られていることや、代替策の検討結果が確認できるように記録されているか。

○身体拘束ゼロへの手引きに掲載されている説明書・経過観察記録（P16、17）を参考に様式を整備してください。

ポイント3：適正化を図るための措置とは

平成30年度介護報酬改定において、指定特定施設における身体的拘束等の適正化を図るための措置が義務づけられ、有料老人ホームにおいても同様の措置が求められています。身体的拘束等を実施している入居者がいない場合であっても適正化を図る措置を講ずる必要があります。

【身体的拘束等の適正化を図るための措置】

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すること。 委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン

(3) 高齢者虐待防止

国が実施した調査によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待と認められた件数は増加傾向にあり、平成30年度は過去最多となっています。虐待の発生要因としては「教育・知識・介護技術等に関する問題」が半数以上と最も多く、養介護施設の設置者や従業者の方が、まず、高齢者虐待防止について正しい知識を得ることが重要であることがうかがえます。

【厚生労働省 平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査】

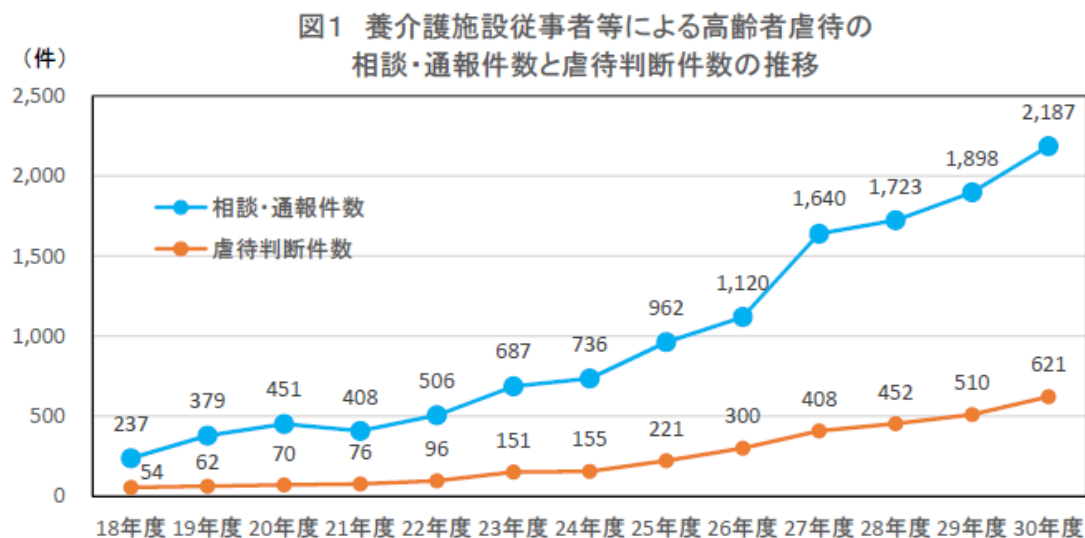


表1 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	358件	58.0
職員のストレスや感情コントロールの問題	152件	24.6
倫理観や理念の欠如	66件	10.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	66件	10.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	62件	10.0
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51件	8.3
その他	19件	3.1

(注) 回答のあった617件の事例を集計。

本市で実施した立入検査においても、高齢者虐待防止に係る研修が実施されていないなどの不適切な事例が確認されています。高齢者虐待を未然に防止し、高齢者の尊厳を守る適切な施設運営がなされるよう、以下の点について改めて確認してください。

※本項目の作成にあたっては、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」2019.3 厚生労働省老健局（以下、「高齢者虐待防止マニュアル」という。）を参考にしました。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、高齢者虐待を養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待とに分けて定義しています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「要介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

区分	虐待行為とその具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人に向け物を投げつける。（高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p><input type="checkbox"/> 入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</p> <p><input type="checkbox"/> 褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</p> <p><input type="checkbox"/> ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</p> <p><input type="checkbox"/> 職務上の義務を著しく怠る。</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。</p> <p><input type="checkbox"/> 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などという。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。</p> <p><input type="checkbox"/> トイレを使用するのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</p> <p><input type="checkbox"/> 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</p> <p><input type="checkbox"/> 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせる。</p>

区分	虐待行為とその具体例
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
	<input type="checkbox"/> 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 <input type="checkbox"/> 人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
	<input type="checkbox"/> 事務所に金銭を寄付・寄贈するよう強要する。
	<input type="checkbox"/> 高齢者のお金を無断で使う、処分する、無断流用する。 <input type="checkbox"/> 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

ポイント2：通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。また、自身が従事する養介護施設等で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報することが義務として定められています。

前橋市の高齢者虐待通報先

	通報先	電話番号
養介護施設従事者等による高齢者虐待	前橋市介護保険課指導係	027-898-6132

ポイント3：不利益処分の禁止

高齢者虐待防止マニュアル P82

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等（※）をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。また、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられています。

（※）虚偽の通報及び過失（虐待があったと考えることに合理性がない場合）によるものを除く。

ポイント4：設置者の義務

高齢者虐待防止マニュアル P16

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

また、経営者・管理者層にあつては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

虐待の未然防止・早期発見に有効な取組例

<input type="checkbox"/> 虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割を虐待対応マニュアルに反映させる。
<input type="checkbox"/> ヒヤリハット報告書に虐待兆候を把握するための項目を追記する。
<input type="checkbox"/> 利用者・家族からの苦情報告書に虐待の兆候がないか確認する。
<input type="checkbox"/> 虐待防止に係る研修実施後に受講者からのアンケートによって理解度を評価し、理解度が低い内容について再度研修を実施できるようにする。
<input type="checkbox"/> 安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対して職員をねぎらいながら解決への指導を行う。
<input type="checkbox"/> 不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。

高齢者虐待防止マニュアル P93「指導に沿った改善計画例」の改善内容から抜粋

3 前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正

令和2年10月13日付けで指導指針及び重要事項説明書(前橋市様式)が一部改正されました。改正後の指針をご確認いただくとともに、改正後の指針に基づく取組についてご協力をお願いします。

参考

前 介

令和2年10月19日

市内有料老人ホーム管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅管理者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針等の一部改正について (通知)

日頃から高齢者福祉施策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて有料老人ホーム等に係る設置運営指導指針について、群馬県ではすでに指針が改正されたところではありますが、それに伴い、「前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「重要事項説明書(前橋市様式)」においても令和2年10月13日付で一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 改正理由

本指針は、本年4月に県内有料老人ホームにおいて新型コロナウイルス感染症に係る死亡事故が発生したことを鑑み、より一層の施設内感染防止対策を徹底いただくために改正を行うものです。今後ホーム新設を予定している施設はもちろんのこと、すでに設置・運営されている施設にも、改正後の指針に基づく取組にご協力いただきますようお願いいたします。

また、本指針はサービス付き高齢者向け住宅にも適用となります。

2 主な改正点

①前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に係る各項目の追加
- 7 職員の配置、研修及び衛生管理(3)イを追加
- 8 有料老人ホーム事業の運営(6)キを追加
- 9 サービス等(1)ウ(オ)を削除、エを追加

②重要事項説明書(前橋市様式)

- ・各ページ 日付記載欄 元号に「令和」を追加
- ・P4-5 感染症窓口となっている協力医療機関へ附記(○)を追加
- ・P13 別添1 事業主体が前橋市内で実施する他の介護サービスに総合事業の実施(有・無)を追加

※現在すでに設置・運営されている施設におかれましては、今後、重要事項説明書の変更がある際に構いませんので、上記内容を追記してください。

(裏面に続く)

3 改正後の指針に基づく取組

本指針はホーム設置や運営に係る事業者が順守すべき基本的な事項を定めております。今後は改正後の指針に基づき、施設内対応を速やかに検討の上、感染症対策へ取り組んでいただきますようお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、本指針に定める基準を満たすだけでなく、より安全・安心なサービスを提供し、高齢者の暮らしを支援できるよう、ご協力をお願いいたします。

4 取組内容の報告について

本指針の改正に基づく施設の取組について、特段、市へ報告は必要ありません。

しかし取組にあたり「契約書」「重要事項説明書」「管理規程」の内容に変更が生じる場合は各書式の変更（変更届出）が必要となります。

5 その他

本指針等は市ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

【事業者向け】老人福祉法に基づく申請・届出

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13019.html>

〔 事務担当 介護保険課指導係 〕

〔 連絡先 027-898-6132 〕

指導指針：前橋市ホームページ掲載場所

【事業者向け】老人福祉法に基づく申請・届出

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13019.html>



ホーム> 申請書ダウンロード> 福祉部> 介護保険課> 介護保険法に基づく申請・届出> 【事業者向け】老人福祉法に基づく申請・届出

4 自主点検表の活用

老人福祉法、老人福祉法施行規則及び前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針を基に、有料老人ホームの管理運営に当たって遵守すべき事項や参考とすべき事項をまとめた自主点検表を前橋市ホームページに掲載しています。

入居者の安全・安心を確保し、良好なサービスを提供するため、この自主点検表を活用し、定期的に自主点検を行っていただくようお願いします。

自主点検表：前橋市ホームページ掲載場所

【介護・高齢】自主点検表

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24047.html>



ホーム> 健康・福祉> 高齢者・介護> 指導監査> 【介護・高齢】自主点検表

5 行政処分等の傾向

(1) 行政処分

老人福祉法で規定する行政処分には、改善命令と業務停止命令があります。従来は、改善命令のみ規定されていましたが、有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するために、老人福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により新たに業務停止命令が規定されました。本市における行政処分の実績はありませんが、全国では入居者への虐待事案に対する改善命令や不適切な施設運営を行い、再三の改善指導に従わない設置者に対する改善命令等が発出されています。

(2) 立入検査における指摘の多い事項

前橋市 平成 30 年度及び令和元年度立入検査実施分

	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
第1 設置主体・立地条件		
1 設置主体が不適切		
2 役員の構成等が不適切		
3 抵当権の設定が不適切		
4 借地・借家契約等が不適切	○	◎
5 その他		
第2 規模・設備		
1 建物の構造等が不適格		
2 設備基準不足		
(1) 居室	○	
(2) 医務室		
(3) 食堂		
(4) 便所		
(5) 廊下幅		
(6) その他		
3 スプリンクラー設備が不足	○	
4 居室等の目的外使用	○	
5 その他	○	○

	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
第3 職員配置		
1 配置基準職員の不足		
(1) 施設長	○	○
(2) 介護職員	○	◎
(3) 生活相談員	○	
(4) 看護職員、機能訓練指導員		
(5) 事務員、栄養士、調理員		
(6) その他		
2 資格要件（施設長・介護職員）		
3 その他	◎	◎
第4 施設の管理・運営・サービス		
1 管理規程が未整備又は内容不足		
2 サービス提供等の記録の不備	◎	◎
3 緊急時の対応が不適切	○	
4 医療機関との連携不足	○	
5 運営懇談会の設置等が不適切	○	○
6 介護サービス等が不適切	○	○
7 身体的拘束の取扱いが不適切	◎	◎
8 健康管理、感染症等防止対策が不十分		
9 機能訓練、レク等が不十分	○	
10 健康診断の実施回数及び内容等が不適切		
11 金銭管理等が不適切	◎	○
12 その他	○	○
第5 防災対策		
1 非常災害訓練の実施回数が法定回数未満	○	○
2 夜間又は夜間想定訓練未実施	○	○
3 消防計画書の作成・変更及び届出が不適切	○	○
4 消防用設備の点検及び届出が不適切	○	
5 その他		

	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
第6 利用料・契約等		
1 利用料の設定が不適切	○	
2 管理規程と実態が不整合	◎	◎
3 重要事項説明書が不適切	◎	◎
4 苦情処理体制の整備、事故発生時の対応が不適切	○	
5 情報開示が不適切		
6 その他	○	◎

○：指摘の多い事項

◎：特に指摘の多い事項

6 介護労働安定センターの支援事業

公益財団法人介護労働安定センター群馬支所の事業をご案内します。人材育成や有料老人ホームの運営等にお役立てください。

介護労働安定センターご紹介

介護労働安定センターをご存じですか？

公益財団法人介護労働安定センターは、介護労働の総合的支援機関として平成4年4月に設立され、同年7月に労働大臣（現厚生労働大臣）から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」にもとづく指定法人として指定された公益財団法人です。

介護労働安定センターでは、

当センターでは、介護労働者の福祉の増進と魅力ある職場づくりをめざして、雇用管理の改善、能力開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助などを通じて、介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を醸成するなど、介護労働に対するさまざまな支援事業を実施しています。

介護労働安定センターでやっていることは、

当センターの介護労働サービスインストラクター、介護能力開発アドバイザー及び内容に応じて雇用管理コンサルタント、ヘルスカウンセラー、介護人材育成コンサルタントなどの専門家が、無料で相談に応じます。

●介護事業者・介護労働者からの雇用管理に関する相談、研修・能力開発、健康管理、メンタルヘルス等の相談に応じます。

●ハローワークと連携協力を図りつつ、求人や求職の相談の取次ぎ等を行います。

●介護職を目指す方への相談を行います。

●その他、介護分野全般に関する相談を行います。

皆様の所に、

介護労働サービスインストラクターが、お伺いし、当センターの支援事業の説明をさせていただきます。



公益財団法人 介護労働安定センター群馬支所

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町一丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階

電話：027-235-3013 FAX：027-235-3014

無料相談をご利用ください。

利用方法

ホームページより、コンサル相談申込書をダウンロードし、必要事項を記入して、FAXしてください。 <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/index.html>

相談無料 事業所運営に『困った』時は
介護労働安定センター

介護事業所の責任者、雇用管理、能力開発に担当者の皆さんのもとに当センターの専任コンサルタントが対応いたします。

介護事業所の悩みや経営課題で悩まれている方は、お気軽にご相談ください。当センターの専任コンサルタントが、あなたの悩みや課題を解決するためのアドバイスを行います。

この相談を受けるための条件として、以下の条件に該当する必要があります。

- 1. 介護事業所の責任者、雇用管理、能力開発に担当者の皆さんのもとに当センターの専任コンサルタントが対応いたします。
- 2. 介護事業所の悩みや経営課題で悩まれている方は、お気軽にご相談ください。
- 3. 当センターの専任コンサルタントが、あなたの悩みや課題を解決するためのアドバイスを行います。

この相談を受けるための条件として、以下の条件に該当する必要があります。

- 1. 介護事業所の責任者、雇用管理、能力開発に担当者の皆さんのもとに当センターの専任コンサルタントが対応いたします。
- 2. 介護事業所の悩みや経営課題で悩まれている方は、お気軽にご相談ください。
- 3. 当センターの専任コンサルタントが、あなたの悩みや課題を解決するためのアドバイスを行います。

雇用管理を改善したい
健康管理を充実させたい
人材育成に取り組みたい

職員定着率の向上
事業所の経営改善
雇用管理の改善

職員定着率の向上
設備率の向上

職員定着率の向上
生産性の向上

雇用管理相談 健康相談 人材育成相談

介護のプロフェッショナルが寄り添ったアドバイスします。

コンサルタント相談申込書 FAX:027-235-3014

法人名	事業所名
所在地	
電話番号	FAX番号
事業所タイプ	施設種別(施設名) 種・別 介護番号

本事業所について入力してください

1. 訪問介護 2. 訪問看護 3. 訪問介護 4. 介護老人福祉施設 5. 介護老人保健施設
6. 特定施設入居者生活介護 7. 小規模多機能型居宅介護 8. 認知症対応型共同生活介護
9. 認知症対応型 10. その他()

ご相談事項(50文字以内で入力)

区分	1. 雇用管理相談	2. 健康相談	3. 人材育成相談
内容	1. 採用に関する相談 2. 給与に関する相談 3. 就業規則に関する相談 4. 福利厚生に関する相談 5. 就業支援	1. 健康診断 2. 介護予防 3. 介護予防ヘルス	1. 人材育成計画 2. キャリアパス 3. 職員の能力開発の進捗 4. 研修プログラムの作り

相談内容(具体的な内容)

ご相談 第1希望 月 日 (: ~ :)
希望日 第2希望 月 日 (: ~ :)

以下を記入してください

相談確認依頼者確認欄 (以下の項目を確認されたことが確認されました)

実施日時(希望)	実施場所	理由(コンサルタント)
年 月 日 (: ~ :)		

相談担当者名

印刷用表紙
介護労働安定センター群馬支部
TEL:027-235-3013

相談対象制度例

1 評価・処遇制度

- ① 採用基準
- ② 配置・異動基準
- ③ 昇進・昇格基準
- ④ 人事考課・評価制度
- ⑤ 賃金体系制度
- ⑥ 賞与制度
- ⑦ 退職金制度
- ⑧ 諸手当制度
- ⑨ 正社員転換制度
- ⑩ 職務・勤務地限定正社員制度
- ⑪ その他の評価・処遇制度

2 研修制度

- ① 教育訓練計画
- ② 職業能力評価項目の整備
- ③ 職種別研修
- ④ 階層別研修
- ⑤ 自己啓発補助制度
- ⑥ 社内検定制度
- ⑦ 技能検定等、各種試験受験に対する支援制度
- ⑧ 研修体制の整備
- ⑨ キャリアパス
- ⑩ その他の研修制度

3 健康づくり制度

- ① 人間ドック
- ② 腰痛健康診断
- ③ メンタルヘルスケア
- ④ 感染症対策

4 休暇・労働時間制度

- ① 所定労働時間の短縮
- ② 所定外労働時間の削減
- ③ フレックスタイム制
- ④ 週休2日制や4週8休制等の法定以上の休暇制度導入
- ⑤ 年次有給休暇の取得促進
- ⑥ 法定以上の育児休業制度
- ⑦ 法定以上の介護休業制度
- ⑧ 特別休暇
- ⑨ 短時間勤務制度
- ⑩ 同一労働、同一賃金
- ⑪ その他の休暇・労働時間制度

記載例以外のご相談もお寄せ下さい。

相談内容に応じて専門家(中小企業診断士・社会保険労務士・看護師等)が対応いたします。

5 業務管理・組織管理・人間関係管理制度

- ① メンター制度、チューター制度
- ② カウンセリング制度
- ③ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止措置
- ④ 朝礼
- ⑤ 社内報
- ⑥ 提案制度
- ⑦ 表彰制度
- ⑧ 苦情処理制度
- ⑨ その他の業務管理・組織管理・人間関係管理制度

6 福利厚生

- ① 財形福祉
- ② 社内貯金
- ③ 共済制度
- ④ 慶弔金
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 定年退職前教育
- ⑦ 企業年金
- ⑧ その他の福利厚生制度

相談
無料事業所
運営に

『困った』時は

介護労働安定センター

介護事業所の責任者、雇用管理・能力開発ご担当者の皆さんのもとに当センターの委嘱コンサルタント・カウンセラーがお伺いします。

介護労働者の処遇改善・経営管理等でお悩みはありませんか。

事業の発展や介護サービスの向上のためには、優秀な介護労働者の確保や定着は欠かせません。そのためには従業員の雇用管理の改善、経営管理の見直しの取り組みが必要です。

この制度では「無料」で社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家をご相談に応じます。ぜひ、この制度を「魅力ある職場づくり」のためにご活用ください（※相談回数、時間には限度があります。）

雇用管理を
改善したい

- ・就業規則などを見直したい
- ・賃金体系を作りたい
- ・労働時間の管理を改善したい
- ・人事制度を改善したい
- ・経営全般を見直したい

職員定着率の向上
事業所の経営改善
雇用管理の改善

雇用管理相談

健康管理を
充実させたい

- ・職員のストレスを解消したい
- ・腰痛を予防したい
- ・感染症対策のレベルをアップしたい

職員定着率の向上
稼働率の向上

健康相談

人材育成に
取り組みたい

- ・職員の職業能力向上を図りたい
- ・リーダーの力量をアップさせたい
- ・新人教育を充実させたい
- ・キャリア開発を通じてサービス向上と職員の意識向上につなげたい

職員定着率の向上
生産性の向上

人材育成相談

介護のプロフェッショナルが適切なアドバイスをします！

コンサルタント相談申込票

FAX:027-235-3014

法人名			事業所名		
所在地					
電話番号			FAX番号		
事業開始 年月日			雇用保険適用 有・無	ご担当者:	
主な事業(○で囲んでください)					
1 訪問介護 2 訪問看護 3 訪問入浴 4 通所介護 5 介護老人福祉施設 6 介護老人保健施設 7 特定施設入居者生活介護 8 小規模多機能居宅介護 9 認知症対応型共同生活介護 10 居宅介護支援 11 その他()					
ご相談事項(○で囲んでください)					
区分	1.雇用管理相談	2.健康相談	3.人材育成相談		
内容	1 人事管理相談 2 賃金管理 3 就業規則諸規定 4 福利厚生制度 5 経営全般	1 健康対策 2 メンタルヘルス	1 キャリアパス 2 職員の能力開発の進め方 3 研修プログラム作り		
相談内容(具体的に)					
ご相談 希望日	第1希望	月	日	(: ~ :)
	第2希望	月	日	(: ~ :)

以下は記入しないでください。

相談確認依頼者確認欄

(以下の通り相談を受けたことを確認しました)

実施日時/時間	実施場所	担当コンサルタント
年 月 日 (: ~ :)		
相談者署名		(印)

公益財団法人
介護労働安定センター群馬支所
TEL:027-235-3013

分類	雇用	ヘルス	研修 コーデ	県 (相談)	県 (宣言)
個別					
集団					

介護職を目指す方

公益財団法人介護労働安定センター群馬支所

介護労働講習（実務者研修を含む）

「介護福祉士実務者研修」
+ オリジナル講習を105日間で学びます。

【開催日】9/24～R3.3/2

【場所】（公財）介護労働安定センター群馬支所

【受講料】無料

【対象者】雇用保険受給者

喀痰吸引等研修（第1号・2号研修）

群馬県登録研修機関A160002

講義はオンライン「ZOOM」で実施予定

【開催日】講義：10/1,8,15,22,29 11/5,12,20,26

（科目免除コース 11/12,20）

演習：12/5,6,12,13の内1日

【場所】（公財）介護労働安定センター群馬支所他

【受講料】89,000円 科目免除コース40,000円

テキスト代 2,200円

【対象者】介護職員

（群馬県在住又は県内事業所勤務）

介護福祉士国家試験受験対策講習

中止

A 模擬試験と試験対策

全国統一模試で試験体験と弱点把握ができます。学習の進め方指導もあります。

B 直前対策

未確定

過去問と予想問題による総仕上げ講習。

スキルアップ講習（短期専門コース）

中止

① 介護技術 I（移乗）

講師：木村鈴子氏

② 認知症の人の気持ち理解

講師：柿沼博昭氏

③ 介護技術(多様な利用者対応を考える)

講師：木村鈴子氏

④ 感染症予防

講師：鳥山良子氏

⑤ 介護技術

講師：木村鈴子氏

⑥ 緊急時の介護

講師：鳥山良子氏

※オンライン開催検討中

事業者支援セミナー

経営者向け

「2021年度介護保険制度改正について」

講師：栗原知女氏

【開催日】R3.1/25(月) 13:30～

【会場】群馬県社会福祉総合センター 大ホール

能力開発啓発セミナー

経営者・管理者向け

① 介護職員のためのセルフキャリアドック

講師：廣田奈穂美氏

【開催日】11/17(火)

無料

② リーダーに求められるスキル

講師：勅使川原敏之氏

【開催日】R3.1/22(金)PM

雇用管理責任者講習

※人材確保等支援助成金支給要件

C 雇用管理全般

講師：小林郁夫氏

【開催日】R3.2/15(月)13:30～16:40

【会場】桐生市市民文化会館 4F 第1会議研修室

D 人事管理・同一労働同一賃金

講師：大河内延明氏

【開催日】R3.2/22(月)13:30～16:40

【会場】群馬県社会福祉総合センター 大ホール

無料

無料

キャリアアップ講習会

管理者・リーダー向け

① サービス提供責任者の役割

講師：木村鈴子氏

【開催日】11/18(水)

② リーダーのためのコーチング技術

講師：木村鈴子氏

【開催日】R3.1/22(金)AM